⑶　平成15年度以降に、下記２⑶㋐に示す機関等が発注した、下記２⑶㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務において、受注者として業務を完了（平成30年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、履行実績は建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績をもって代えることが出来る。

㋐　発注機関等は次の①から⑤のいずれかに該当する機関等とする。

①　国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

②　地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）

③　地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられるもの）

（上記①から③の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）

④　民間企業

⑤　公益法人（一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人））

㋑　対象設備は、本業務における特記仕様書の対象設備一覧表のうちいずれか１つの点検設備項目とする。なお、設備項目は「電気通信施設点検基準（案）」によるものとするが、同基準の個別点検における以下の項目は除くものとする。

項目22　センサ、項目23　付属設備、項目24　電子応用共通機器、項目35　負荷設備、項目38　地下タンク設備及び項目41　環境点検

⑷　本業務の配置予定管理技術者は、平成30年１月22日の時点で次の①から⑥のいずれか一つの条件並びに契約締結時点で⑦から⑨の条件を満すこと。なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれか１つの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績、又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者。

②　学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者。

③　上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者。

④　第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑤　技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。

⑥　一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑦　配置予定管理技術者の常駐場所が近畿地方整備局管内にあること。

⑧　配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初契約金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

⑨　配置予定管理技術者は入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係（下記３⑸の受領期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑸　証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺　分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑼　総合評価項目の「業務実施方針」における、要求要件を全て満たすことができる者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒640―8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番

国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所経理課契約第一係　大垣　悦子　電話073―402―0261（内線224）

⑵　電子調達システムのＵＲＬ

https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

⑶　入札説明書の交付する場所及び方法　電子記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は上記３⑴に電子記録媒体を持参すること。郵送による場合には、上記３⑴に電子記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成30年１月22日12時00分

⑸　電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限　平成30年２月20日12時00分

⑹　開札の日時及び場所　平成30年２月21日10時00分　国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所入札室

４　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

⒜　電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

⒝　紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、⒜⒝いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会が有った場合には、説明しなければならない。

⑷　落札対象　証明書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、当該業務の遂行が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。

⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。本公告４⑶に従い証明書等を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格を全て満たし、本公告及び入札説明書において明らかにした性能・機能・技術能力等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申し込みに係る性能等の各